

林災防発第68号
令和5年9月19日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
支部長 東 泉 清 寿
(公印省略)

木材製造業における労働災害防止対策の徹底について

日頃より、林業労働災害防止活動の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の木材製造業における休業4日以上労働災害は、令和5年8月末現在で23件発生（前年同期比4件増）しており、特に、積込み作業中の墜落・転落災害、携帯用丸のこ盤使用による切れ・こすれ災害、転倒災害が多発している状況にあります。

つきましては、これ以上の労働災害を起こさないため、会員事業場の皆様におかれましては、「全国労働衛生週間」を契機として、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、下記事項を速やかに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

特に、全国の木材・木製品製造業（家具を除く。）における火災の発生は毎年百件前後と非常に多くなっていると同時に、先般の茨城県神栖市の製材工場における火災を始め、近年、需給に影響を大きく及ぼす大規模な火災も多数発生している状況にあります。

貴事業場におかれましては、可燃物である木材を取り扱うことから、日頃より火気には十分注意していただいていると存じますが、改めて火災防止への意識を高めていただき、木材加工流通施設における火災の未然防止に向けた取組を徹底していただきますよう併せてお願いいたします。

記

- ①トラック・荷台等からの墜落・転落災害防止対策の徹底
- ②フォークリフトによる積卸し作業、はい作業における安全な作業方法の徹底
- ③機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の作業に係るマニュアルの整備
- ④危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤安全衛生教育の実施と自主的な安全衛生管理活動の活性化
- ⑥5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）の実施
- ⑦従業員全員が参加する消防訓練の定期的な実施と防火対策等の教育訓練
- ⑧木材を取り扱う上での火災の危険性の従業員への周知徹底

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤